

環境省仮訳

ビジョン

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性[私たちの自然資本]が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

ミッション

(オプション1及びオプション2共通)

人類の福利、貧困解消に貢献し、地球の生命の多様性を確保すること、また、2020年までに生物多様性への圧力が軽減され、転換点(tipping point)が回避され、生物資源が持続可能に利用され、生態系とその提供するサービスが回復され、生物多様性の便益が公平に配分され、生物多様性の問題が主流化されること、[※さらに、全ての締約国がそうするための手段を持つことが確実になること、]を目的として、

※この部分はオプション2のみ括弧

(オプション1)

[生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動を実施すること。]

(オプション2)

[2020年までに生物多様性の損失を止めるため、効果的かつ緊急な行動を実施すること。]

[「共通だが差異ある責任」原則及び条約の第20条に従い、少なくとも100倍程度のオーダーで、十分な資金が用意されることが条件である。]

[リオ原則及び条約第20条に従い、増加した資金が用意されていることが条件である。]

戦略目標 A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標 1 : 遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、全ての人々が認識する。

目標 2 : 遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、〔国家勘定、〕国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合される。

目標 3 : 遅くとも2020年までに、生物多様性に有害な〔補助金を含む〕奨励措置が廃止され、段階的に廃止され、又は負の影響を最小化又は回避するために改革され〔、また、〔関連する国際的な義務に整合する形で〕生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される〕。

目標 4 : 遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

戦略目標 B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標 5 : 2020年までに、〔森林を含む〕自然生息地の損失及び劣化の速度や、それらの生息地の分断が〔少なくとも半減する〕〔零に近づく〕。

目標 6 : 〔2020年までに、過剰漁獲が終わり、破壊的漁業方式が撤廃され、全ての漁業が持続的に管理される。〕又は
〔2020年までに、開発されてきた漁業資源その他の海洋・水産生物資源が持続的に漁獲され〔、回復され〕、また絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の影響が、生態学的限界の安全な範囲内に抑えられる。〕

目標 7 : 2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標 8 : 2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

目標9：2020年までに、侵略的外来種が特定され、優先順位付けられ、制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入と定着経路を制御するための対策が講じられる。

目標10：〔2020年〕〔2015年〕までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

戦略目標C．生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標11：2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の〔15%〕〔20%〕、また沿岸域・海域の〔X%〕、特に、生物多様性と生態系サービスに特に重要な地域が、包括的で、かつ生態学的に代表的な良く連結されたシステムにより、効果的に管理された保護地域その他の手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

目標12：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、〔そのうちの少なくとも10%について〕保全状況の改善が達成される。

目標13：2020年までに、作物、家畜及びその野生近縁種の農業生態系における遺伝子の多様性の損失が止まり、また社会経済的に貴重な他の優先種及び野生動植物のうち選択種について、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標D．生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標14：2020年までに、人の健康、生活、福利に不可欠なサービスを提供し、それらに貢献する生態系が保全され、かつ／又は回復され、また生態系サービスへの公平なアクセスが全ての人々のために確保され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標15：2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対

する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標16：2020年までに、遺伝的資源に対するアクセスが〔促進〕〔円滑化〕〔向上〕され、また国内法令〔及びアクセスと利益配分に関する国際的な〔レジーム〕〔議定書〕〕に従って利益が配分され、このレジームが発効し、実施され〔、また開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、経済移行国が、議定書の下での約束を果たすための前提として、アクセスと利益配分の基金が時宜を得た適切かつ予測可能な資金をそれらの途上国に提供してい〕る。

{脚注：戦略計画がアクセスと利益配分に関する目標を含むことにはコンセンサスあることに留意して、この目標の最終文言は、COP10において国際レジームに係る最終合意がなされるまで保留となる。}

戦略目標E．参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標17：2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標18：〔2020年〕までに、〔生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行〔を保護するために講じられる〔独自の法的な〕システム〕が尊重、保存、維持され、また生物多様性の保全とその持続可能な利用に対するその貢献が認識され、強化される。〕〔先住民と地域社会の生物多様性に関する伝統的知識と慣習的な持続可能な利用が、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。〕

目標19：2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。〔生物多様性に関連する技術が特恵的な条件で開発途上国に広く移転される。〕

目標20：2020年までに、条約の実施のための（人的及び資金的）能力が〔10倍に〕増大する。

{脚注：途上国は、戦略計画への合意は資金の確保が前提であるとして、戦略計画の文言全体に留保を求め、認められた。}